

文京学院経営学部ネットワーク「BA-NET」利用基準

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、文京学院大学「BGU-NET」利用細則第 3 条第 2 項に基づき、経営学部ネットワークの利用に関し必要な事項を定める。

(名 称)

第 2 条 文京学院大学経営学部ネットワークを「BA-NET」と略称する。

(利用資格者)

第 3 条 BA-NET の利用資格者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学経営学部専任教職員および非常勤教職員。
- (2) 本学経営学部および経営研究科に在籍する学生。
- (3) 本学経営学部の専任教員と共同して研究を行っている学外の研究者。

(サービス事項)

第 4 条 BA-NET が提供するサービス事項は次のとおりとする。

- (1) WWW (World Wide Web)。
- (2) 電子メール。
- (3) 電子ニュース。
- (4) その他、情報教育委員会が適当と認めたサービス事項。

(利用手続)

第 5 条 BA-NET の利用手続に関して、次の各号を定める。

- (1) BA-NET を利用しようとする者は、BA-NET 利用申請書を情報教育研究センターに提出し、情報教育委員会の承認を得なければならない。
 - (2) 情報教育委員会は、承認された者に対して利用者 I D とパスワードを発行する。
 - (3) 情報教育委員会は、日常の利用手続き業務の遂行を委託することができる。
- 2 情報教育委員会は、必要な場合、その承認審査の一部を情報教育研究センターに委託することができる

(BA-NET の保全)

第 6 条 BA-NET の利用者は、次の各号に定める次項を遵守するものとする。

- (1) 許可なくネットワークや端末等各種機器を改造し、各種ソフトウェアを追加、変更、削除、設定変更、インストール等を行ってはならない。
 - (2) 利用者の故意または重大な過失により、ネットワーク、端末、プログラム、データ等を修復不可能な改造または破損、消去させてはならない。
- 2 BA-NET に損害を与えた場合は、原則として利用者は、復旧にかかる費用相当額または現物をもって弁償しなければならない。
- 3 BA-NET に損害が発生した場合、情報教育研究センター長は、直ちに学部長に報告し、その指示を仰ぐものとする。

(BA-NET 利用者の遵守事項)

第 7 条 BA-NET の利用者は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 利用者 I D およびパスワードを他人へ貸与し、または他人の利用者 I D およびパスワードを不正に利用しないこと。
- (2) 商用活動、政治活動、宗教活動または本学と無関係な宣伝活動に利用しないこと。
- (3) 他人に対する誹謗、中傷、名誉毀損またはプライバシー、財産権の侵害となるような行為をしないこと。

- (4) 情報の使用にあたっては、著作権を侵害しないように注意すること。
- (5) 情報の発信にあたって自己のプライバシーに十分注意すると共に、発信者の情報を偽ったり、不正、不適切、公序良俗に反する等の情報を発信しないこと。
- (6) ウイルスプログラムやネットワークに支障をきたす、あるいは恐れのあるプログラムやデータを流通させないこと。
- (7) 法令に違反または違反する恐れのある行為をしないこと。
- (8) その他、情報教育委員会が不適当と判断した行為をしないこと。

2 利用者に遵守事項に違反する事実があったと判明した場合は、情報教育委員会は、直ちに当該者の利用資格を取り消すことができる。また、学則に基づき必要な措置を講ずることができる。

(WWW利用者の遵守事項)

第 8 条 WWW利用者は、前第 7 条に定める事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 情報を本学の公式 Web サイト (BGU-NET) にて学外に公開しようとする者は、別に定める「インターネット・ホームページ掲載要領」に規定する手順に従うものとする。
- (2) 情報を本学部の公式 Web サイト (BA-NET：自主管理ネットワークを除く) にて学部外 (学内または学外を含む) に公開しようとする者は、Web 情報公開申請書を情報教育研究センターに提出し、情報教育委員会の承認を得なければならない。公開にあたっては、セキュリティを十分に考慮して BA-NET 管理責任者の指示に従わなければならない。

(電子メール利用者の遵守事項)

第 9 条 電子メール利用者は、前第 7 条に定める事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の送信にあたっては、第三者から情報を閲覧される可能性があることに留意し、他人に知られたくない個人情報や非公開情報などはメールに含めないこと。
- (2) 送信者の許可なく電子メールアドレスを公開しないこと。

(電子ニュース利用者の遵守事項)

第 10 条 電子ニュース利用者は、前第 7 条に定める事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 投稿にあたっては、所属および氏名を明記すること。
- (2) 個人宛のメッセージをニュースグループに流さないこと。
- (3) 他人の記事は削除しないこと。
- (4) 投稿した記事については、投稿者において責任を負うこと。

(改正)

第 11 条 本基準の改正は、情報教育委員会の議に基づき、教授会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 10 年 12 月 7 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。